

金融機関融資担当者・関係機関のみなさまへ

信用保証「継続版」ハンドブック

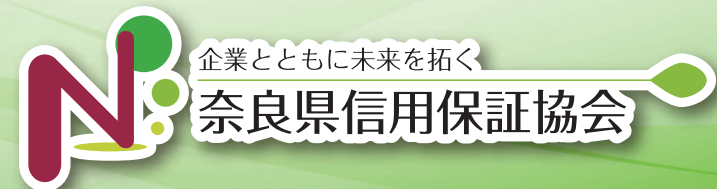
信用保証ハンドブック

手続版



奈良県信用保証協会
マスコットキャラクター「ほしよまる」

奈良県信用保証協会



も く じ

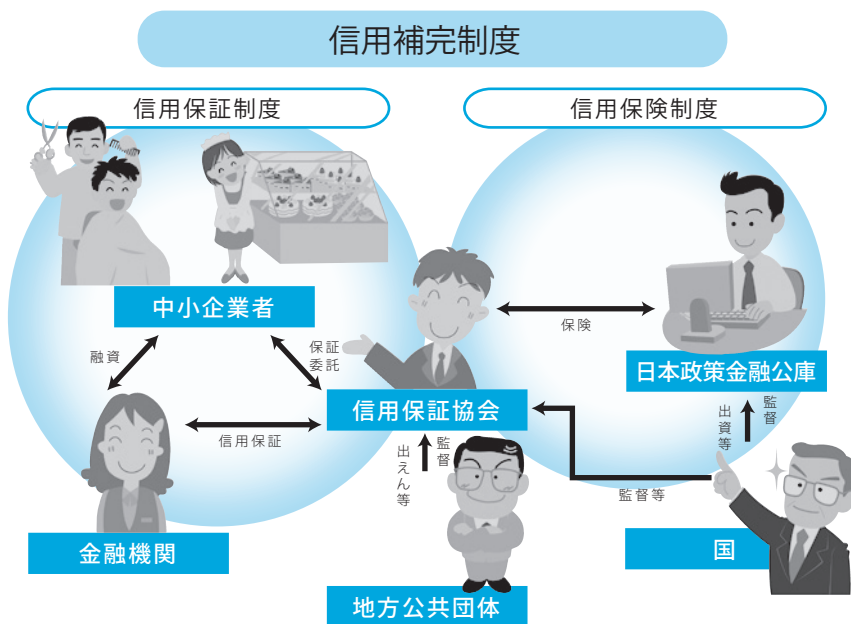
信用保証協会とは	1
保証（マル保）利用のメリット	2
個人情報取扱いについて	4
保証協会業務の改正点について	6
経営者保証を不要とする取扱いについて	8
信用保証の対象となる中小企業者	10
許認可を必要とする主な業種	12
許認可についてQ & A	14
責任共有制度について	16
信用保証料について	17
当初保証料計算式について	18
条件変更保証料計算式について	20
完済時の返戻保証料について	21
保証料についてQ & A	22
保証料の分納について	24
保証料送金について	25
保証料の相殺計算について	26
確定日保証（根保証）の保証料計算式について	27
融資手続きについて	28
融資実行手続きについてQ & A	30
保証制度について	31
団体信用生命保険（団信）について	32
様式の記入について	34
主な提出書類	40

信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」といいます）が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の(株)日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。



信用保証協会は中小企業者と金融機関とを結びつける「架け橋」の役目を果たすことを目的として設立された機関であり、多くの中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏づけをして、その企業を発展に導き、地域経済の発展に役立つという大きな使命があります。

1 中小企業者のメリット

◆ 金融機関からの融資がスムーズになります

金融機関とのお取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも信用保証協会の保証で融資がスムーズに受けられます。信用保証協会が公的な保証人となることで借入しやすくなり、金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用で融資枠の拡大が図れます。

◆ 長期の融資を受けることが出来ます

通常、金融機関からの融資期間は3～5年ですが、信用保証協会を利用すると7～10年の長期の無担保融資が可能となります。

また、一般制度の保証期間は最長15年（運転資金は10年）、一定条件クリアで融資期間が最長20年という超長期の保証もあります。

◆ 貸出金利等が優遇されている地方公共団体の融資制度がご利用になれます

信用保証協会の保証により、地方公共団体の保証料補助や利子補給を受け、返済負担が軽減される融資制度が活用できます。

◆ ニーズに応じた種々の保証制度を用意しています

地方公共団体の融資制度の他に、信用保証協会独自の保証制度を用意しており、中小企業者の皆様の多様なニーズにお応えしています。

◆ 充実した経営支援が受けられます

① 専門家の派遣

専門家派遣の要請がある場合は、当協会から専門家を派遣し、経営のアドバイスや各種計画策定などの支援が受けられます。原則として8回の派遣まで無料です。

② 経営サポート会議の開催

金融機関との協議（意見交換等）が必要な場合は、当協会が事務局となり「経営サポート会議」を開催し、調整を行います。

③ 経営改善計画策定にかかる費用補助

国が認定する支援機関の支援を受けながら経営改善計画を策定する方に対して費用補助を行う「経営改善計画策定支援事業」（国の事業）を利用した場合、当協会においても費用の6分の1を補助しております。

※経営サポート会議を利用した場合に限る

2 金融機関のメリット

◆ 収益の拡大に寄与します

金融機関は将来の貸倒リスクに対して毎期貸倒引当金を積立てていますが、マル保貸出金を拡大すると将来の貸倒引当金が少なくなすむ場合もあり、収益の拡大に寄与します。

◆ 貸出金に対する信用リスクが回避できます

マル保貸出金は貸出先が倒産しても 100%回収できることから、信用リスクが回避できます。

※責任共有保証分は除きます。

◆ 融資枠の拡大とメイン化が図れます

マル保貸出金の無担保保証枠を上手に利用することで、プロパー貸出金の取扱いに幅ができ、貸出先の取引の深耕とメイン化が図れます。

次に該当する場合は、信用保証を利用することができませんので、ご注意ください。

- ・法令に違反し、または著しく公序良俗に反すると認められる場合
 - ・税金、社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
 - ・信用保証協会（他協会を含む）の代位弁済に対する債務の履行が終わっていない場合（※）
 - ・銀行取引停止中（第一回目の不渡発生後6か月以内を含む）の場合
 - ・保証協会の保証付債権、または金融機関のプロパー債権について延滞等の債務不履行がある場合
 - ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理等の法的手続中のもの
 - ・休眠会社
 - ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する場合
 - ・その他、信用保証協会が不適当と認めた場合
- （※）再生支援案件として当協会が認めた場合については取扱いが可能です。

保証協会は不正利用者、反社会的勢力に対しては厳正な姿勢で対処します。

注意

- ・保証協会では第三者が介在した保証申し込みは一切受け付けません。
- ・信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りします。
- ・保証審査に関する第三者からの問い合わせには答えられません。

個人情報の取扱いについて

保証付融資のご利用にあたって、ご提供いただいた個人情報について、その目的および第三者提供に関し、お客様の同意を予め確認するなど「個人情報の保護に関する法律」に基づいて信用保証業務を行う必要がありますので、保証事務の取扱いにご留意ください。

◇事前相談、保証残高照会について

事前相談、保証残高照会をされる際は「個人情報の提供に関する同意書」
【残高照会・事前相談用】にてお客様の同意を予め確認ください。

◇信用保証委託申込時について

金融機関から当協会に対する個人情報の提供、当協会における個人情報の利用目的及び当協会から関係機関への個人情報の提供等につきまして、下記の書類にてお客様の同意を予め確認ください。

書 式 名	説 明
「個人情報の取扱いに関する同意書」	・当協会宛ての同意書で、保証協会提出用・金融機関用・お客様控えの3枚綴りの複写になっています。 ・初回お申込みの際、当該保証に関連する個人1名につき各1枚、署名捺印（原則として実印）をして、信用保証申込時に添付してください。包括同意提出済みの場合、以降提出は不要です。
「個人情報の取扱いに関する同意書」 【申込時・金融機関用】	・保証利用に際し、金融機関から当協会に情報提供がされることに対する同意書で、提出していただく必要はありません。
「個人情報の取扱いに関するご説明」	信用保証ご利用に際し、当協会から第三者提供される関係機関に関するお客様向け説明書であり、必要に応じて使用ください。

留意点

- ・信用保証委託契約書と同様、印鑑証明書どおりに自署及び押印（実印）をお願いします。
- また、外国人の方は、本名及び通名の記載が必要となります。
- ・複数代表の法人の場合、連帯保証人に加入しない代表者分も必要となります。
- ・有担保保証の場合、担保物件の所有者（物上保証人）分も必要となります。
- ・平成 17 年 3 月 31 日までに保証をご利用の場合で、氏名・住所等の変更届を提出していただく際には、「個人情報の取扱いに関する同意書」の添付が必要となりますが、平成 17 年 4 月 1 日以降に条件変更等により既に提出して頂いている場合は不要となります。

◇包括同意について

「個人情報の取扱いに関する同意書」の様式を令和 3 年 4 月に変更しました。

『将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと。（今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む）』という文言を付しています。

この同意をもちまして、包括同意となります。

個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日
西暦

奈良県信用保証協会 行 住 所
氏 名 姓 名 印

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

①信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること

②貴協会が運営に用いる私に関する個人情報（過去のものを含む）を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる各との間で提供すること

③保証申込及び承認後、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引続き保証に関する個人情報を利用すること

※特例：私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱いを行うこと。（今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む）

個人情報の取扱いについて

奈良県信用保証協会

当協会は、個人情報の取扱いに関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

①個人情報の取扱いに関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること

②お客様の本意等外の取扱いに同意したと取り扱ったと公表されていない情報を、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと。

<個人情報>

①氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、他の信用保証協会利用状況、返戻保証引当口前等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報

②就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求職後の行使に必要な情報

<利用目的>

①経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案

②保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定

③保証利用開始の取扱い及び保証取引の継続的な管理

④法令等や契約上の権利の行使や義務の履行

⑤取引上必要な各種郵便物の送付

⑥信用調査・信用情報提供等の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供

⑦市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施

⑧保証料率・債務料率の算定及び保証料の返戻

⑨求職後の行使

⑩その他の企業金融及び信用保証制度の適正な運営

以上

5

保証協会業務の改正点について

◎「設備設置完了報告書」提出に係る事務の取扱変更について

①「設備設置完了報告書」は当協会金融機関専用ホームページより様式をダウンロードして下さい。

②「設備設置完了報告書」提出については、領収書、又は振込依頼書（写）を添付願います。

尚、設備内容確認については、申込時に提出いただいた見積書等が必要です。予めご用意をお願いします。

※ 令和3年9月1日より様式その他資料の保証書への添付は行っておりません。
申込時提出資料については控えを必ずご用意ください。

◎「信用保証委託契約書」の後取りについて

令和3年7月1日より、信用保証委託契約書の徴収時期を金銭消費貸借契約書等の締結時（後取り）とします。

※ 徴求後可及的速やかにご提出ください。

※ 現行どおり押印は必要となります。

◎公証人による保証意思確認手続きについて（公正証書の作成）

以下に該当する個人が保証人となる場合は、委託契約成立日※¹の前1ヶ月以内に公正証書の作成が必要となります。

①実質的経営者 ②営業許可名義人 ③事業承継予定者

④自発的申出を行った者

※¹委託契約成立日＝借入日（手形貸付、手形割引、電子記録債権割引（いずれも極度の場合）は初回借入日、当座貸越は当座貸越契約締結日）

※ 委託契約成立日の前1ヶ月を超える場合や、上記①～④に該当するにも関わらず公正証書を作成しなかった場合は、信用保証委託契約上の連帯保証契約は無効となります。

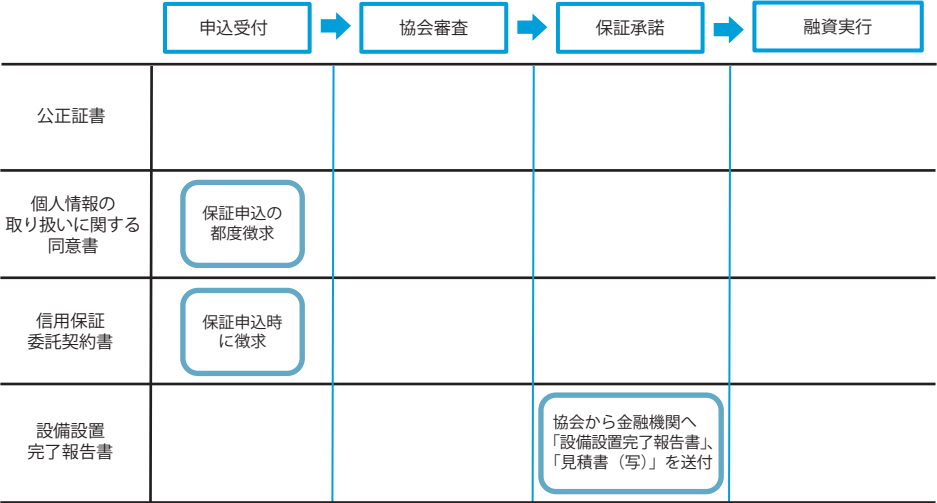
※ 公正証書の作成は、委託契約成立日の前1ヶ月以内に作成してください。

※ 公正証書の確認については、正本又は謄本を協会へ提出してください。

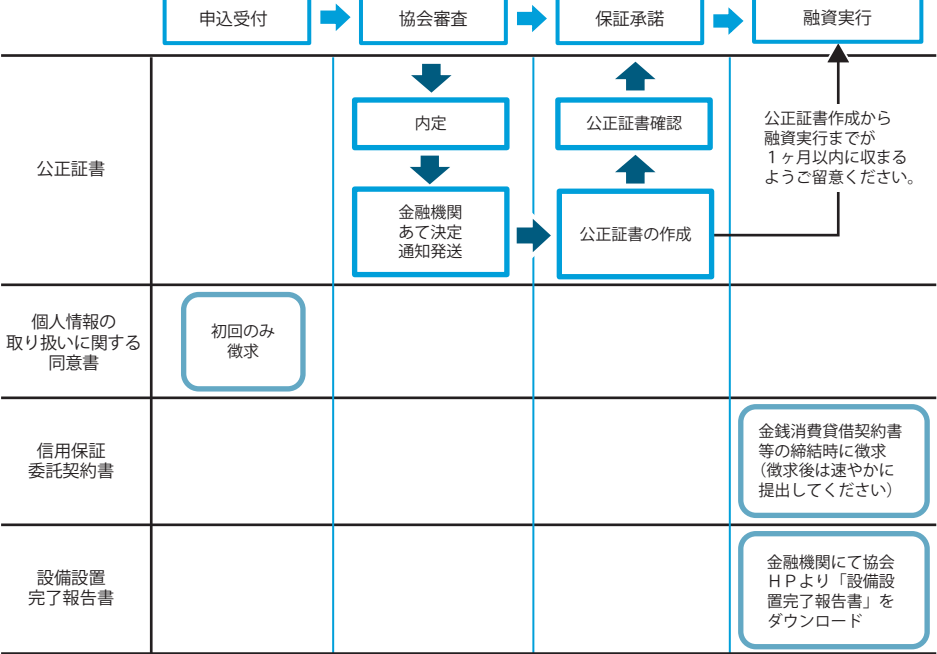
※ 保証承諾後は、直ちに融資実行できる様、金融機関でも準備しておいて下さい。

フローイメージ図

【変更前】



【変更後】



経営者保証を不要とする取扱いについて

奈良県信用保証協会では、平成 30 年 4 月 1 日より、経営者保証を不要とする新たな運用を開始しています。

●保証時の取扱い

①	金融機関との連携による場合 【金融機関連携型】	下記の①または②のいずれか、および③を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等図っている（図ろうとしている）			
		①	取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資残高がある。		
		②	取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する。		
		③	財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしている。		
		その他	以下の項目に該当している。 ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている ・法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与・配当・オーナーへの貸付等）について社会通念上適切な範囲を超えていない ・適時適切に財務情報等が提供されている		
②	一定の財務要件を備えた保証制度による対応の場合 【財務要件型】	直近決算期において、下記の基準1、基準2あるいは基準3においてそれぞれ（1）（2）のうち1項目および（3）（4）のうち1項目該当する。 ※「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。			
			基準1	基準2	基準3
		純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
		(1)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
		(2)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
		(3)使用総資本営業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
		(4)イタリト・カレツ・レ・ヲ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
③	充分な保全がとられている場合 【担保充足型】	申込人または代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合。 ※担保提供者が申込人以外の場合には、物上保証人になっていただく必要があります。			

●期中時の取扱い

経営者保証が付された既往の保証付融資について、経営者保証の解除の要請があった場合には、以下の取扱いとなります。

経営者保証の取扱い		期中時の取扱い		
		①金融機関連携型	②財務要件型	③担保充足型
借 換	保証時の取扱いの①～③のいずれかに該当する場合は、新規の保証付き融資で借換することにより解除することができます	○	○	○
条件変更	保証時の取扱い①に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することができます。	○	×	×

●事業承継時の取扱い

経営者の交代により事業承継される場合、経営者保証が付された既往の保証付き融資については、以下の取扱いとなります。

	経営者保証の取扱い
原 則	旧代表者が引き続き保証参加する場合は、後継者（新代表者）の保証追加は行いません。
例 外	但し、旧代表者の保証解除要請があり、既往の保証付き融資の返済が正常で、新代表者の保証を追加する場合には、基本的に旧代表者の保証を解除します。

●その他

保証時の取扱い「金融機関連携型」の要件により保証付き融資について経営者保証を不要とした後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付き融資においても経営者保証を追加することについて協会と協議する必要があります。

信用保証の対象となる中小企業者

◇企業規模

法人の場合はいずれかが該当、個人事業主の方は従業員数が該当

業 種	資本金	従業員数
製造業等（建設業・運輸業含む）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
医療法人等	-	300 人以下

- 1 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。
- 2 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、又はその構成員の 2/3 以上が保証対象事業を営んでいれば申込み可能です。
- 3 資本金が上表の要件を超えている法人で、かつ、従業員が 9 割を超えている場合（《例》製造業においては 271 人）は別途従業員確認資料（※）が必要となります。
 ※従業員は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」により確認を行います。
 ただしこれにより難しい場合は、「賃金台帳」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括票」（提出先：日本年金機構事務センター）、「法人の事業概況説明書」（提出先：税務署）等の公的機関に提出する書類で確認します。
- 4 医療法人等とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人又は一般社団法人をいいます。
- 5 有限責任事業組合（LLP）、宗教法人及び学校法人は保証の対象にはなりません。
- 6 平成 27 年 10 月 1 日から特定事業を行う中小規模の NPO 法人が、信用保証制度を活用した融資を利用できるようになりました。
- 7 製造業等には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業などを含みます。
 （倉庫業の中の「物品預かり・駐車場業」は、常用従業員数 100 人以下、資本金 5 千万円以下となります）

◇営業経歴

現に事業を営んでいる中小企業者であればご利用いただけます。（但し制度により営業経歴を定めているものもあります）

◇営業住所

- ・個人事業主の場合

奈良県内に住所又は事業所等がある場合は保証の対象となります。

- ・法人の場合

奈良県内に本店または事業所を有する方が対象です。

本店の所在地や支店登記の有無にかかわらず、奈良県内において事業を行っている方を対象とし、法人の本店が単なる登記上の所在地のみで、事業の実態がない場合は保証の対象となりません。

◇業 種

ほとんどの業種が対象になりますが、一部ご利用いただけない業種があります。

非対象業種	具体的な業種事例
農業	果樹栽培、きのこ製造（菌床栽培方式で工場的生産設備を有する場合は除く）、養鶏、養豚、養蜂、ブリーダー（犬の飼育業）など
林業	育林、育林請負業等（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁業	全業種
宗教・その他	宗教団体、政治・経済・文化団体 など
集金・取立業	公共料金に関する集金・取立業を除く

◆酪農（生乳生産）・養豚・養鶏・肉牛肥育・しいたけ栽培・きのこ類栽培・金魚養殖・淡水魚養殖業については、当協会では特別に保証対象としています。この場合は1企業者2,000万円を保限度とし、担保の設定を原則とします。なお、取扱金融機関は、無保険保証取扱に係る「契約書」を締結している金融機関が対象となります。

◆令和2年5月15日より信用保証対象業種が拡大されています。

- ・風俗営業に係る飲食店等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除きます。）

※風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

※性風俗関連特殊営業については引き続き信用保証対象外となります。

- ・場外車券・馬券・舟券売場、競走場等

競輪・競馬等の競走場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等

- ・パチンコホール等

ぱちんこ屋（パチンコ、パチスロ）、パチンコホールに準ずるもの

※風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

- ・上記以外

興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）、易断業、観相業、相場案内場（けい線屋）、芸芝業（置屋及び検番を除く）、芸芝周旋業

◇許認可

許認可等が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。（P12～13参照）

◇資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金を対象にしています。生活資金、住宅資金、投機資金などは対象となりません。

許認可を必要とする主な業種

◇申込時に写しを提出いただきます。 ◇下記以外にも許可、登録等を必要とする場合がありますのでご注意ください。

業 種	許可等	根拠法	有効期間
食料品製造業 食料品販売業 飲食店	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない期間 (※11)
建設業	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	-
一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(8条)	5年(※5)
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	-
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年または5年(更新時2年、 3年または5年)(※10)
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	-
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	-
旅館業	許可	旅館業法(3条)	-
古物営業	許可	古物営業法(3条)	-
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下、医薬品医療機器等法)(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品医療機器等法(12条)	5年又は6年 (※1)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造業(製造工 程のうち保管のみを行う場合を除く)	許可	医薬品医療機器等法(13条)	5年又は6年 (※2)
医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造業(製造工 程のうち保管のみを行う場合に限る)	登録	医薬品医療機器等法(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販 売業	許可	医薬品医療機器等法(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品医療機器等法(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品医療機器等法(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	許可	医薬品医療機器等法(23条の22)	5年
医薬品販売業	許可	医薬品医療機器等法(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守 管理医療機器販売業	許可	医薬品医療機器等法(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守 管理医療機器賃貸業 (※4)	許可	医薬品医療機器等法(39条)	6年
医療機器修理業	許可	医薬品医療機器等法(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	許可	医薬品医療機器等法(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年または7年)(※3)
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理および清掃に関する法律(14条の4)	5年(更新時5年または7年)(※3)
有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)

業 種	許可等	根拠法	有効期間
病院、診療所、助産所	許可	医療法（7条）	-
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年
酒類販売業	免許	酒税法（7条）	-
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	-
酒類販売業	免許	酒税法（9条）	-
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	-
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律（3条）	-
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年（更新時5年）（※6）
家畜商	免許	家畜商法（3条）	-
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付すことができる（概ね2年）
興行場	許可	興行場法（2条）	-
浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	-
測量業	登録	測量法（55条）	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	-
採石業	登録	採石法（32条）	-
建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	-
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	-
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	-
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	-
住宅宿泊事業（※7）	届出	住宅宿泊事業法（第3条）	-
接待飲食等営業（※8）	許可	風営法（第3条）	-
遊技場営業（※9）	許可	風営法（第3条）	-

- ※1 医薬品（体外診断用医薬品除く。）製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は6年です。
- ※2 医薬品（体外診断用医薬品除く。）製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は6年です。
- ※3 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は7年です。
- ※4 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器員資格とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規程する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器員与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。
- ※5 一般貸切旅客自動車運送事業のうち、改正前の道路運送法第4条第1項の許可を受けている者は、改正後の許可を得た者としします。なお、この場合の最初の許可更新期限は、道路運送法施行規則の一部を改正する省令に基づきます。
- ※6 平成27年9月30日（改正法施行日）時点で特定労働者派遣事業を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き同事業を行うことができます。
- ※7 住宅宿泊事業については、住宅を活用して宿泊サービスを提供する事業であつて、住宅宿泊事業法上年間提供日数が180日以内に制限されていることにより、実態のみによる事業性の判断が困難であることから、同法に基づく届出を、約款第22条に規定する許可等の範囲に含めることとします。
- ※8 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。
- ※9 風営法第2条第1項第4号から第5号までのいずれかに該当する営業をいいます。
- ※10 事業者協力型自家用旅客運送事業に係る登録の有効期間は、原則5年です。ただし、従前の登録期間中には是正措置等の命令を受けた場合は2年です。
- ※11 令和3年6月1日時点で改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業に該当しない営業を行っている者は、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き当該営業を行うことができます。また、令和3年6月1日時点で改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業を行っている者は、当該許可の有効期間の満了の日までの間、引き続き当該営業を行うことができます。

許認可についてQ & A

Q 以前保証協会を利用した際に、許可書の写しを提出したのですが。

A 申込みの都度、提出をお願いします。但し、複数店舗がある場合は、主となる店舗のみ提出してください。

Q 許認可等と借入人の名義が違う場合はどうしますか？

A 個人企業において、許認可等の名義人と借入人とが異なる場合には、原則として借入人名義で許認可等を取り直したうえで、保証申込をしていただくことになります。

ただし、次のような場合には、当該許認可等の名義が当該親族名義のままであっても差し支えありません。

- ・生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業および浴場業に限る。）並びに酒類販売業および酒類製造業であって、許認可等の名義人が借入人と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族である場合。
- ・前記以外の事業であっても、許認可等の名義人が借入人と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族であり、かつ、借入人と許認可等名義人が連署した宣誓書を提出する場合。（R2.4.1 より許認可等の名義人を連帯保証人とししない）

※本取扱いについては、「許可等変更についての宣誓書」の提出が必要となります。

※住宅宿泊事業（民泊）は、生活衛生関係の事業には該当されません。

Q 法人成りの場合はどうしますか？

A 法人成り企業においては、許認可等の名義が法人成り前の経営者個人名義である場合は、原則として法人名義で許認可等を取り直したうえで、保証申込みをしていただくことになります。

ただし、生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業および浴場業に限る。）並びに酒類販売業および酒類製造業である場合には、許認可等の名義人が法人成り前の経営者個人名義のままであっても差し支えありません。

また、法人の代表者が個人企業時代の経営者と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族となっている場合も同様の取扱いとなります。

※本取扱いについては、「許可等変更についての宣誓書」の提出が必要となります。

※住宅宿泊事業（民泊）は、生活衛生関係の事業には該当されません。

Q 第三者が受けている許可のもとに営業する場合はどうしますか？

A 第三者が許認可等を受けていることにより、改めて許認可等を受けなくても差し支えないものと認められる場合（例えば、百貨店内に出店している飲食業者のように許可の前提となる施設の賃貸を受けている場合）は、申込人が許認可等を受けている必要はありません。

ただし、このような場合には、当該第三者名義の許認可等の写しと、当該施設の賃貸契約書等の写しが必要になります。

Q 開業資金の場合はどうしますか？

A 許認可等を要する事業に係る開業資金において、保証決定までに許認可等の取得が困難な場合は、許認可取得の誓約書が必要になります。

取得後に許認可等の写しを提出していただきます。

Q 許可証の期限が到来するため更新手続き中ですがどうしますか？

A 保証委託の申込日において期限内の許認可等の写しを提出いただきますが、あわせて更新の手続き中であるとの確認をいたします。

また、この場合においては、更新後に許認可等の写しをあらためて提出していただきます。

Q 兼業の場合はどうしますか？

A 資金使途が特定の事業に係るものである場合は、当該資金使途に係る許可等の確認を必要とします。

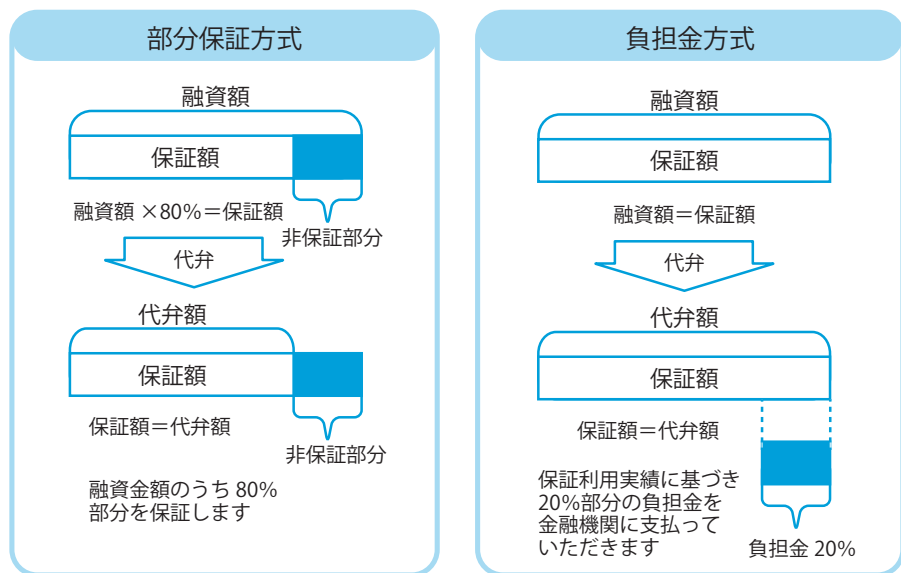
責任共有制度について

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者の皆様に対する適切な支援を行うこと等を目的に、「責任共有制度」が平成 19 年 10 月より導入されました。

これにより、一部の保証を除いて 80%保証となります。

◇責任共有制度の概要

『部分保証方式』と『負担金方式』の 2 つの方式があり、取扱金融機関の選択により、いずれかの方式となります。



◆特定社債保証、流動資産担保保証等の保証制度については、金融機関の方式選択にかかわらず、部分保証となります。

◇対象となる制度

原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。

ただし、次の制度は対象から除外されます。

「経営安定関連（セーフティネット）1～4・6号に係る保証、危機関連保証、創業関連保証、再挑戦支援保証、特別小口保証、事業再生保証、小口零細企業保証 等」

信用保証料について

信用保証料（以下「保証料」という。）は、信用保証協会と中小企業者等との信用保証委託取引に基づく信用保証供与の対価として委託した中小企業者等にご負担いただくもので、(株)日本政策金融公庫の信用保険料、保証協会の業務費および損失負担（代位弁済等）に充てられております。

保証料は中小企業者の皆様の経営状況に応じた保証料率体系となっております。

◇保証料率体系

中小企業リスク情報データベース（通称：CRD）により財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を評価し、一定の要因を加味したうえで、保証料率を決定します。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	BS 未作成
責任共有基本保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	⑤
責任共有特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	⑤
責任共有外基本保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	⑤

◇保証料割引制度について

有 担 保 割 引	不動産担保の提供がある場合 0.1%（制度により 0.02%）を差し引きします。
中小企業会計割引	会計参与設置会社に対しては、0.1%を差し引きします。
地公体制度の割引	県・市町村の融資制度を利用する場合、本来適用される信用保証料率よりも低い料率が適用されます。適用される保証料率は制度ごとに異なりますので、詳しくは制度一覧または各地公体のリーフレット等をご確認下さい。
協会独自制度の割引	保証制度によっては、一部で通常の信用保証料率より引き下げています。詳しくは制度一覧をご参照下さい。

当初保証料計算式について

信用保証料は、貸付金額・保証期間・返済方法と信用保証料率を基に計算します。

◇基本計算式

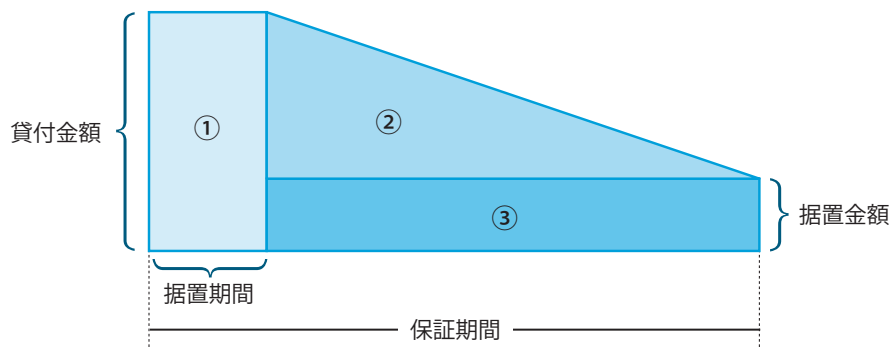
信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。原則として、保証期間は月単位で計算します。1ヶ月未満の端日数は1ヶ月として計算します。^{※1} 円未満は切り捨てとします。

※1 確定日保証については保証期間を日数で計算します。

※3 据置金額とは、最終回の返済額が最終回の直前回の返済額の2倍を超える場合における、最終回の返済額と直前回の返済額との差額をいいます。(元利均等返済の場合を除きます。)

信用保証料＝①＋②＋③

①据置期間部分	貸付金額 × 保証料率 × 据置期間 / 12
②分割返済部分	(貸付金額－据置金額) × 保証料率 × (保証期間－据置期間) / 12 × 分割返済回数別係数 ^{※2}
③据置金額部分	据置金額 ^{※3} × 保証料率 × (保証期間－据置期間) / 12



※2 分割返済回数別係数

返済方法が分割返済のものは、その返済回数に応じ、次の表に掲げる分割係数を乗じて信用保証料を計算します。

分割返済回数別係数表

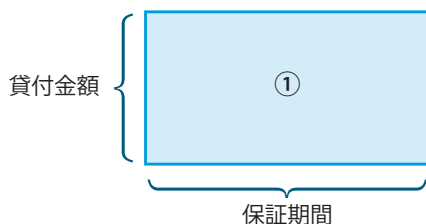
回数	均等分割係数	不均等分割係数
2回以上 6回以下	0.70	0.77
7回以上 12回以下	0.65	0.72
13回以上 24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

均等返済の場合は均等分割係数を、約定金額の増額・減額がある場合は不均等分割係数を使用します。

◇期日一括返済の場合

(例)

貸付金額：600万円
保証期間：6ヶ月
信用保証料率：1.15%
返済方法：期日一括返済

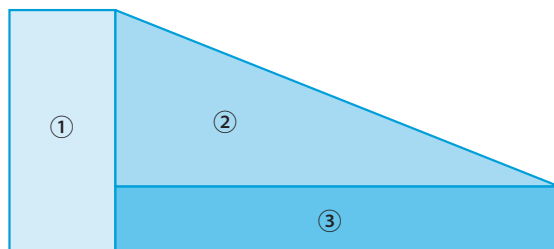


①	$600\text{万円} \times 1.15\% \times 6 / 12$	$= 34,500\text{円}$
②	-----	-----
③	-----	-----
合 計		34,500円

◇分割返済の場合

(例)

貸付金額：600万円
保証期間：60ヶ月
信用保証料率：1.15%
返済方法：6～59ヶ月目、1ヶ月ごと10万円宛返済、
最終回60万円返済（据置期間5ヶ月、分割返済回数
別係数0.55、据置金額：60万円－10万円＝50万円）



①	$600\text{万円} \times 1.15\% \times 5 / 12$	$= 28,750\text{円}$
②	$550\text{万円} \times 1.15\% \times 55 / 12 \times 0.55$	$= 159,442\text{円}$
③	$50\text{万円} \times 1.15\% \times 55 / 12$	$= 26,354\text{円}$
合 計		214,546円

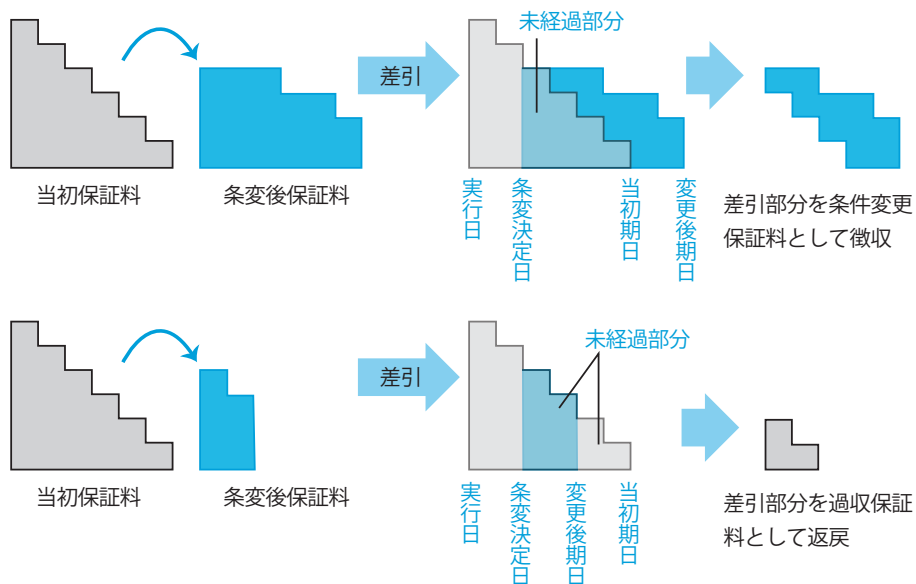
条件変更保証料計算式について

保証期間を延長や短縮したり、返済方法を変更するなど、保証条件を変更した場合は、変更後の保証期間や返済方法に基づいて信用保証料の再計算を行います。

変更保証料は保証期間の日割計算となります。

条件変更後の保証料から未経過保証料を差し引きした結果、不足が発生した場合は、追加保証料をお支払いいただき、過収となった場合は、過収分を返戻します。

◇条変保証料計算イメージ



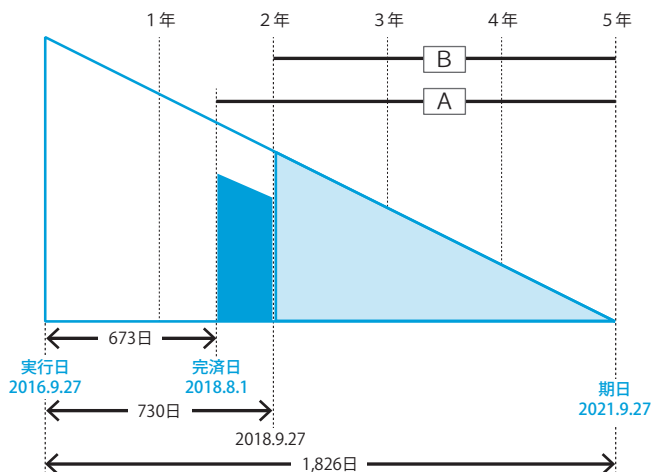
完済時の返戻保証料について

保証期間を貸付実行日から1年ごとに区分した後、次の①および②をそれぞれ求め、その合算した額が1,000円を超えるとときに保証料を返戻します。

- ①保証期間より年度経過期間を減算した期間について、約定に基づく返済予定額を基準として比例面積計算により算出した額【下図B】
- ②完済日の属する1年については、保証期間より完済日までの経過期間を減算した期間について、約定に基づく返済予定額を基準として比例面積計算により算出した額【下図A】から上記①【下図B】を控除した額に90%を乗じた額

返戻保証料の計算例（分割返済条件の場合）

（例） 貸付金額：3,000万円	保証期間：60ヶ月	信用保証料率：1.15%
分割回数別係数：0.55	実行日：2016.9.27	期日：2021.9.27
当初保証料額：948,750円	完済日：2018.8.1	



$$A \text{ 当初保証料 } 948,750 \text{ 円} \times \{ (\text{保証期間 } 1,826 \text{ 日} - \text{完済日までの経過期間 } 673 \text{ 日}) / \text{保証期間 } 1,826 \text{ 日} \}^2 = 378,276 \text{ 円}$$

$$B \text{ 当初保証料 } 948,750 \text{ 円} \times \{ (\text{保証期間 } 1,826 \text{ 日} - \text{年度経過期間 } 730 \text{ 日}) / \text{保証期間 } 1,826 \text{ 日} \}^2 = 341,799 \text{ 円} \cdots \text{①}$$

$$(A - B) \times 90\% = (378,276 \text{ 円} - 341,799 \text{ 円}) \times 90\% = 32,829 \text{ 円} \cdots \text{②}$$

$$\text{返戻保証料} = \text{①} + \text{②} = 341,799 \text{ 円} + 32,829 \text{ 円} = 374,628 \text{ 円}$$

◇未経過保証料の計算式について

早期完済時や条件変更時に、未経過部分の保証料を計算します。基になる保証料に対し、保証期間と未経過期間を日数で比例面積計算とします。

未経過保証料計算式

$$\text{保証料額} \times (\text{未経過期間} / \text{保証期間})^2$$

保証料について Q & A

Q 保証料の基本計算式は？

A 当初保証料の基本計算式は次の通りです。（詳細は P18・19 を参照下さい。）

【a. 一括返済・据置期間計算式】 ※返済条件に応じて **a + b + c** となります。

$$\begin{array}{c} \text{貸付金額} \\ \boxed{} \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{保証料率} \\ \boxed{} \% \end{array} \times \begin{array}{c} \text{保証月数} \\ \boxed{} \text{ヶ月} \end{array} \div 12 = \begin{array}{c} \text{a. 保証料額} \\ \boxed{} \text{円} \end{array}$$

据置の場合は
据置期間

【b. 分割計算式】

$$\begin{array}{c} \text{貸付金額} \\ \boxed{} \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{保証料率} \\ \boxed{} \% \end{array} \times \begin{array}{c} \text{保証月数} \\ \boxed{} \text{ヶ月} \end{array} \div 12 \times \begin{array}{c} \text{分割係数} \\ \boxed{} \end{array} = \begin{array}{c} \text{b. 保証料額} \\ \boxed{} \text{円} \end{array}$$

据置金額がある場合はbの
据置金額を差引きます

aの据置期間を
差引きます

回数	均等 係数	不均等 係数
2～6	0.70	0.77
7～12	0.65	0.72
13～24	0.60	0.66
25～	0.55	0.61

分割
係数

【c. 据置金額計算式】

$$\begin{array}{c} \text{据置金額} \\ \boxed{} \text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{保証料率} \\ \boxed{} \% \end{array} \times \begin{array}{c} \text{保証月数} \\ \boxed{} \text{ヶ月} \end{array} \div 12 = \begin{array}{c} \text{c. 保証料額} \\ \boxed{} \text{円} \end{array}$$

Q 保証料の目安は？

A 保証金額 100 万円、保証料率 1%、均等返済の場合の下記早見表をもとに計算できます。

早 見 表	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	24 ヶ月	36 ヶ月	60 ヶ月	84 ヶ月	120 ヶ月
1 ケ月目 (据置なし)	1,750	3,500	6,500	12,000	16,500	27,500	38,500	55,000
4 ケ月目 (3 ヶ月据置)	(2,500)	4,250	7,375	13,000	17,625	28,625	39,625	56,125
7 ケ月目 (6 ヶ月据置)		(5,000)	8,500	14,000	18,750	29,750	40,750	57,250
1 3 ケ月目 (12 ヶ月据置)			(10,000)	16,500	22,000	32,000	43,000	59,500

※横軸を保証期間、縦軸を返済開始月とし、交差する欄が該当保証料となります。

※上記“()”内の金額は 3 ヶ月・6 ヶ月・12 ヶ月での一括保証料となります。

◇保証期間 24 ヶ月で 12 ヶ月据置後均等返済の場合、交差する欄の「16,500 円」が保証料となります。（もしくは 12 ヶ月一括の保証料 10,000 円 + 12 ヶ月 1 ヶ月目（据置なし）の保証料 6,500 円 = 16,500 円としても計算できます。）

○早見表より

保証金額 500 万円 で保証料率が 1.15%、60 ヶ月保証で 6 ヶ月据置後均等返済の場合は……？

①早見表から 60 ヶ月保証・6 ヶ月据置での保証料を求めます。

29,750 円

② 500 万円 / 100 万円 = 5 倍と 1.15% / 1% = 1.15 倍の倍率を①で求めた保証料額に積算します。

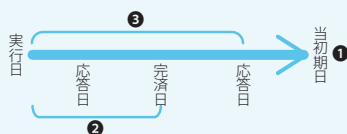
(円未満の端数は切捨てます)

29,750 円 × 5 × 1.15 = 171,062 円

Q 返戻保証料の基本計算式は？

A 返戻保証料の基本計算式は次の通りです。（詳細は P21を参照下さい。）

- ① 計算日数・・・貸付実行日から当初期日 ① 日
- ② 早期完済日数・・・貸付実行日から完済日 ② 日
- ③ 年度区分日数・・・②+完済日から次の貸付応答日 ③ 日



※【x】+【z】が返戻保証料です。

保証料額 円 $\times \left(\frac{① - ③}{①} \right)^2 =$ 円 【x】

円 $\times \left(\frac{① - ②}{①} \right)^2 =$ 円 【y】

(【Y】 - 【X】) $\times 90\% =$ 円 【z】

Q 返戻保証料の目安は？

A 保証金額 100 万円、保証料率 1%、均等返済の場合で下表縦軸の日数で完済した場合の目安です。

保証月数	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	24 ヶ月	36 ヶ月	60 ヶ月	84 ヶ月	120 ヶ月
保証料額	1,750	3,500	6,500	12,000	16,500	27,500	38,500	55,000
早期完済日数	3 ヶ月 91 日	返戻なし 32.6%	1,142 50.7%	3,295 71.5%	8,574 80.1%	13,217 87.7%	24,104 91.1%	35,055 93.7%
	6 ヶ月 183 日		1,454 22.4%	6,363 53.0%	11,033 66.9%	21,798 79.3%	32,694 84.9%	49,118 89.3%
	12 ヶ月 365 日		返戻なし	3,000 25.0%	7,333 44.4%	17,604 64.0%	28,289 73.5%	44,555 81.0%
	36 ヶ月 1095 日				返戻なし	4,407 16.0%	12,578 32.7%	26,962 49.0%
	48 ヶ月 1461 日					1,098 4.0%	7,065 18.4%	19,796 36.0%

※保証期間 24 ヶ月のもので、貸付実行より 12 ヶ月目（365 日目）で完済された場合の返戻保証料は 25%となります。

保証料の分納について

保証申込時に申し出いただき、協会が承認した場合は、信用保証料の分割納付ができます。

- ◆「信用保証料分割支払承認願書」兼「信用保証料分割徴収承認申請書」を提出していただきます。
- ◆協会が承認した場合は、信用保証書の信用保証料欄に、第1回目の徴収保証料額を記載します。
また、第2回目以降の分納保証料の額は、納付期日までに改めて融資金融機関宛にご通知いたします。
- ◆協会が分割納付を承認した場合は、貸付実行時に必ずお客さまから、当協会所定の「預金口座振替依頼書」の差し入れを受けてください。
第2回目以降の分納保証料はこの依頼書の内容に基づいて、指定口座から引き落としを行って頂くことになります。
- ◆分納の徴収割合（％）は下記の通りです。

保証期間	徴収回数	貸付時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
1年超～2年	2	50	50								
2年超～4年	2	75	25								
4年超～6年	3	60	30	10							
6年超～8年	4	45	35	15	5						
8年超～10年	5	35	30	20	10	5					
10年超～12年	6	30	20	20	15	10	5				
12年超～14年	7	25	20	20	15	10	5	5			
14年超～16年	8	20	20	15	15	10	10	5	5		
16年超～18年	9	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18年超～20年	10	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

※端数が生じる場合は貸付時に調整し徴収するものとします。

※分納途中で条件変更となった場合（未収分納保証料の残高がある場合）は一旦条件変更時に清算します。

条変時点で作成された未経過部分の返戻保証料と清算しますが、清算後も分納保証料の残高があるとき（返戻保証料＜未収分納保証料のとき）は、引き続き分割徴収を行います。

※1年超～2年については、当座貸越形式に限りません。

保証料送金について

信用保証料送金通知書に記載の金額を、貸付実行時（または条件変更手続時）に協会所定の普通預金口座にお振込み下さい。

信用保証料送金通知書（当初保証料用）

伝送による信用保証料送金の場合は、本通知書は返送は不要です。

奈良県信用保証協会 行
以下のとおり、信用保証料金を送金いたしました。

支店

被保証人 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇		顧客番号 〇〇〇〇〇〇	
振込日 R 年 月 日	受入区分 1-00	保証番号 〇〇〇〇〇〇	
振込先金融機関名 母店 支店	支払方法	振込金額（円） 〇〇〇, 〇〇〇	

◇振込方法

保証番号・債務者名・保証料額の順に続けて打電して下さい。

送金口座は下記の通りです。

送金後、信用保証料送金通知書を協会宛郵送下さい（伝送契約を締結している場合は送金通知書の郵送は必要ありません）。

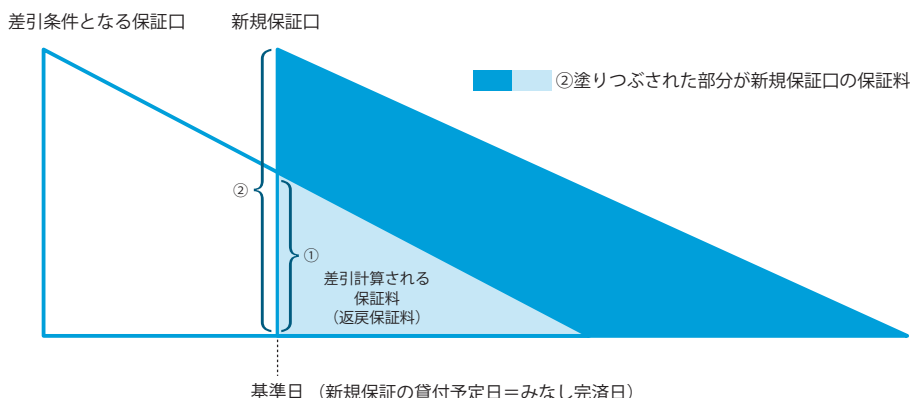
◇保証料送金口座

金融機関コード		口座番号	金融機関コード		口座番号	金融機関コード		口座番号
0162	010	0320487	0159	467	0050550	2567	057	0000147
1666	001	0594870	0163	914	0249660	2978	552	1730784
1667	001	2001107	0294	720	0010433	7387	100	6759176
1668	011	0783206	0544	701	0102368	2582	004	1095274
0001	620	1125020	0546	810	0112503			
0005	719	0010012	1581	170	0175595			
0009	541	0012716	1611	152	0030002			
0010	521	0104575	1635	001	8106129			
0155	501	1101231	1671	008	0110865			
0158	542	0060537	2004	291	1005669			

保証料の相殺計算について

借換保証で差引条件となる保証口に返戻保証料が発生する場合、新規保証口の保証料と相殺することができます。なお、条件により相殺計算対象外（※）となる場合があります。

◇相殺計算のイメージ図



①基準日（貸付予定日）を基に差引条件保証口の未経過部分（返戻保証料）の計算をします。
◆未経過部分の計算については通常早期完済時に使用している返戻保証料計算式を使用します。

②基準日より新規保証料を計算します。

③新規保証口の保証料から差引される保証料を差引いた金額（②－①）を新規保証料額として通知いたします。

※相殺計算対象外について

- ・同時完済条件以外の場合
- ・他行借換の場合
- ・返戻金額の方が大きい場合
- ・払戻額が 1,000 円未満の場合
- ・新規保証が複数保証口の場合
- ・保証料の分割徴収のとき
- ・重畳的債務引受の条件変更実績あり、又は、連帯債務者の場合
- ・その他特殊な制度（制度上で回収条件不可となっている等）の場合
- ・申込人より差引計算除外の申出があったとき（後日返戻手続きをいたします）

差引条件となる保証口の完済日と新規保証口の実行日は
必ず同日としてください。
相違すれば条件違反となります。

確定日保証(根保証)の保証料計算式について

確定日保証の保証料計算式は日数計算となります。

※保証料計算式は貸付予定日から保証期間(元本確定期日前日)の日数を表示しています。

『信用保証決定のお知らせ(お客様用)』『信用保証料送金のご依頼』に根拠となる日付を表示します。

お知らせ記載例

保証料の計算式は以下の通りです。

「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する利率で表示したものです。

計算区分	計算金額(円)	責任共有保証料率(年%)		計算期間	分割計数	保証料額(円)
据置期間部分	10,000,000	×	〇〇〇〇	×	731 / 365	= 〇〇〇〇〇
分割返済部分						
据置金額部分						
保証料総額						〇〇〇〇〇

計算期間は以下のとおりです。初日は含みません。なお、融資予定日から計算しています。

据置期間部分 令和1年5月10日 から 令和3年5月10日

据置期間部分の算出は

令和元年(5月11日～12月31日) 235日

令和2年(1月1日～12月31日) 366日

令和3年(1月1日～5月10日) 130日

合計 731日です。

確定日保証(根保証)と回収条件付保証(借換保証)のうち相殺対象分に
【融資予定日以降に実行(契約締結)のこと】
 と条件が付されています。

申込時『信用保証依頼書』に記入いただいた

『貸付予定日』がこれにあたります。

**保証承諾までに『貸付予定日』を変更される場合は、
 保証協会審査担当者までご連絡ください。**



融資手続きについて

始期・終期・初回返済日の設定は信用保証書通りでない場合保証料が相違します。

◇始期について

保証期間の始期は、貸付形式別に下記のとおりです。

- | | |
|------------|---------------------|
| ・証書貸付 | 貸付実行日 |
| ・手形貸付（根保証） | 初回の手形振出日（貸付実行日） |
| ・手形割引（根保証） | 初回の金融機関への裏書日（割引実行日） |
| ・当座貸越根保証 | 貸越契約の締結日 |

◇終期について

原則として、貸付実行日の翌日から起算し、信用保証書に表示の「実行の日から〇〇か月」後の貸付実行日に応答する日が期間満了（終期）となります。

ただし、借入人が希望する場合は、期間最後の月の応答日から遡ること1か月未満の範囲の日（＝〇か月後の1か月前の応答日の翌日から〇か月後の応答日）までとすることができます。

終期と定めた日が金融機関の非営業日にあたる場合でもその日を終期として契約書等に記載して下さい。履行日が翌営業日となることについて問題はありません。

貸付実行する月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
...	...	...	...	...	...	...
29	30	31				
	◆	△				
29	30					
	△					

終期となる月（終期を応答日にする場合）

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
...	...	...	...	...	...	...
28	29	30	31			
		◆	△			
28	29	30				
		◆△				

応答日が休日の場合でも、契約上は必ず応答日（もしくは前日）として下さい。

実行日が末日かどうかにご注意ください。
(例) △=末日 ◆=末日でない

◇初回返済日について

分割返済の場合の信用保証書上の表示は、「○か月目から○か月ごと○○円（元利均等）」あるいは「○か月目から○か月まで○か月ごと○○円、○か月目○円」等と表示されます。

「○か月目から～」とは第1回目の返済日を示しています。

第1回目の返済日は、貸付実行日の翌日から起算して、○か月目の貸付実行日に応答する日となります。

ただし、借入人が希望した場合は『応答日から遡ること1か月未満の範囲の日（＝応答する月の1か月前の応答日の翌日から応答する月の応答日まで）、から応答日が属する月の月末まで』の間に定めることができます。

初回返済日の取れる範囲（翌月より返済開始）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
				貸付日	←	
...	...	...	...	...	...	...
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
応答日						
...	...	...	...	...	...	...
26	27	28	29	30	31	

応答日に約定日を設定しない場合は、貸付期間＝保証期間となるようにご注意ください。

貸付期間≠保証期間となる場合は条件違反となります。

原則返済日は初回から最終回まで同一日です。

約定返済日が応答日を超える場合などで調整が必要な場合は初回・最終回のいずれか一方のみ別日設定が可能です。

（例）毎月月末に返済し、最終回のみ5日

※協会ホームページ（<https://www.nara-cgc.or.jp>）の金融機関専用ページにシミュレーションがありますので参考にしてください

融資実行手続きについて Q & A

Q

信用保証書の有効期限が迫っていますが期限内に貸付実行できそうにありません。どうしたらいいですか？

A

一般制度の信用保証書の有効期間は、発行日の翌日から30日間です。（具体的な日付は、信用保証書の最下段に表示しています。）期間内に貸付実行のない場合は、失効となります。

期限内に実行できない場合は、『信用保証書有効期限延長依頼書（貸付実行遅延理由書）』を提出いただき、協会にて特別の事情があると認められる場合は、承諾書を交付します。

これにより発行日の翌日から通算して60日まで延長することができます（保証書を再発行することはいたしません）。ただし、当座貸越、手形割引など確定期日が定められた保証や保証料相殺対象となる保証については、延長することはできません。

また、条件変更の場合は有効期間を延長することはできません。期間内に手続きが不可能な場合は、一旦取下げし、再度条件変更の申込みをしていただきます。

Q

信用保証書の有効期間内に貸付実行（条件変更手続き）をすることができず、一旦取りやめます。どうしたらいいですか？

A

『貸付（条件変更）中止理由書』に中止の理由を記入、支店長名・押印をいただき信用保証書を添付して、協会まで提出下さい。

Q

貸付実行（条件変更手続き）当日に保証料を振込することができませんでした。どうしたらいいですか？

A

保証料の入金は、貸付実行（条件変更手続き）当日に振込みをお願いしていますが、時間外手続き等で当日振込処理が出来ない場合は翌日すみやかに処理してください。

保証制度について

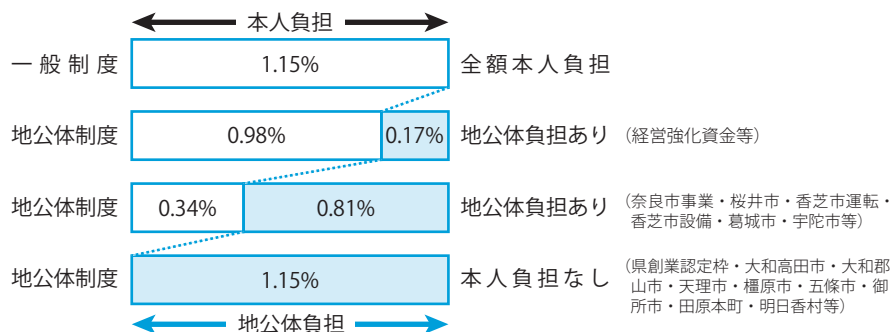
保証制度には、一般制度（協会制度や地公体制度）や国の施策により別枠が認められた制度があります（併用が可能です）。

一般制度	個人・法人	組合	別枠制度	個人・法人	組合
有担保枠	2 億円	4 億円	有担保枠	2 億円	4 億円
無担保枠	8,000 万円	8,000 万円	無担保枠	8,000 万円	8,000 万円

◇保証料補給について

保証料の一部が補給される地公体制度があります。
（本人負担は補給部分を差引いた料率になります。）

【カテゴリ⑤の場合の一例】



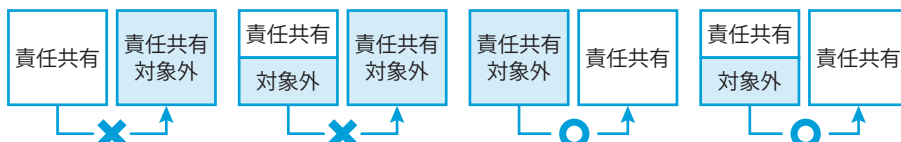
◇貸付利率について

保証書の表示にご注意ください。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 地公体により貸付利率が定められている制度 | ➡ 地方公共団体指定の利率 |
| 上限利率が定められている制度 | ➡ 年〇〇%以内 |
| 金融機関により貸付利率を定めていただく制度 | ➡ 金融機関所定の利率 |
| 上記の利率が混在している制度 | ➡ 金融機関所定の利率 |

◇保証制度の借換えについて

責任共有制度を責任共有対象外制度で借換えることはできません。

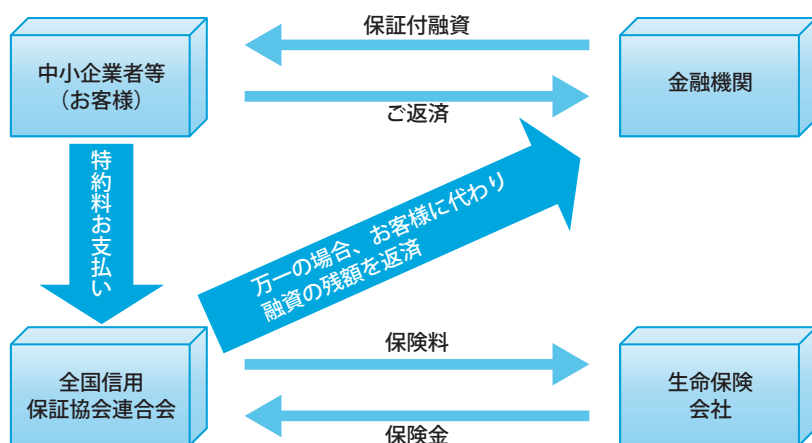


※地公体制度には各制度により制限が設けられているものがあります。

団体信用生命保険（団信）について

事業の維持安定のため、ご家族の安心のため、団体信用生命保険をお役立て下さい。

『団体信用生命保険（団信）』は、保証付き融資の返済期間中に万一のこと（死亡もしくは所定の傷がい）があった時に、融資の残額を保険金で支払います。特約料は融資残高をもとに計算されるため、余分な負担がありません。



団信加入の可否が
保証審査に影響することはありません

◇加入資格

下記の①②いずれかに該当する加入申込日（告知日）現在満 20 歳以上満 71 歳未満の方

- ① 個人事業主
- ② 法人の代表者であって保証付融資の連帯保証人

◆お申込みされる保険金額（融資金額）が 5,000 万円超の場合は、『健康診断結果証明証』（所定の様式があります。）を提出いただきます。

Q

団信に加入の意思（資格）がありますが、制度は限定されますか？
また特約料はどれくらいになりますか？

A

保証協会団信に加入できる融資条件は、『融資金額 100 万円以上で、期間 1 年以上の分割返済の融資』となっています。また保険金額の限度が『一被保険者 1 億円』となっています。

当座貸越等の根保証形式の制度、又は既に団信に加入されている状態で新規申込み制度と合算し、1 億円を超える場合等は加入することができません。

特約料の目安は下表の通りです。

【融資金額 100 万円、元金均等返済、据置期間なしの場合】

(2020.4.1 改訂)

融資期間	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	合計
1 年	2,980										2,980
2 年	3,590	1,140									4,730
3 年	3,790	2,160	760								6,710
4 年	3,890	2,670	1,620	570							8,750
5 年	3,950	2,970	2,130	1,290	450						10,790
6 年	4,000	3,180	2,480	1,780	1,080	380					12,900
7 年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320				14,950
8 年	4,050	3,430	2,910	2,380	1,860	1,330	810	280			17,050
9 年	4,060	3,520	3,050	2,590	2,120	1,650	1,190	720	250		19,150
10 年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

※ 上記の金額は目安であり、返済方法や返済状況で異なる場合があります。

※ 特約料は今後変更される場合があります。

※ 特約料は団信申込時に登録された口座から 1 年分を振替します。

様式の記入について ◇信用保証委託申込書

平成30年4月より電子入力支援ツールにて作成が可能となりました

1

奈良県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

信用保証委託申込書

1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.
新	規	制	継	続		
顧客番号						
受付年月日						
制度			扱			
令和 年 月 日						
西暦 (どちらかに○をしてください)						

申込内容	フリガナ		本社または住所	〒		TEL () - ()
	法人名			フリガナ		
	フリガナ		営業所または工場等	〒		TEL () - ()
	氏名または代表者名			フリガナ		
	フリガナ					
	商号 (個人の方のみ記入)					
	組織	1 個人 2 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人				
	資本金	円 従業員	常用(役員・家族除く)	名	生年月日	西暦 明 大 昭 平 令
	後継者	1 無 2 有	常用(役員・家族)	名	または 設立年月日	年 月 日
	業種	(主たる業種) (従たる業種)	臨時(パート含む)	名	取扱品目	% (%で表示)
会計処理	1 中小企業会計に準拠 2 非準拠 3 会計参与設置	(個人事業主の方)貸借対照表作成の有無	1 無 2 有			
許認可等	1 不要 2 有 (当該事業に係る許認可証等取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)					

申込内容	金融機関	(本・支店)	期 間	または 日	か月日	返済法	1 一括 2 分割
	借入金額 (極度額)	円	資 金 使 途	1 運転資金	千円	保証料分納希望	1 無 2 有
	調達方法	本件他借入自己資金その他合計	千円	2 設備資金	千円		
	必要理由						

業況等	最近12か月の売上	千円	千円	千円	申込時・入金高	(預金) 千円
		千円	千円	千円	(借入金) 千円	
		千円	千円	千円	※非事業性の借入金は除きます。	
		千円	千円	千円	納税状況	1 滞納なし 2 滞納あり

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他協会の保証利用	1 無 2 有	(信用保証協会) (信用保証協会)
----------	---------	------------------------

団信加入希望	保証協会団体信用生命保険 (略称「保証協会団信」) 加入希望の有無 1 無 2 有
--------	--

※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。

6

信用保証委託申込書

1

奈良県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、

当
申

フリガナ

流動資産担保融資保証用

信用保証委託申込書

奈良県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、
なお、貴協会及び取扱金融機関に提
もらしません。また、本申込につい

当
申

フリガナ

特定社債保証用

保証委託申込書

奈良県信用保証協会 殿（以下甲という）
奈良県信用保証協会 殿（以下乙という）

下記のとおり社債を発行したいので、保証をお願いします。なお、保証の審査にあたり甲、乙および前

協会顧客口座番号

〒

流動資産担保・特定社債の
保証申込は専用様式を
ご利用下さい

2

申込人名前

必ずご本人の自署（^印）をお願いします（法人の場合は署名判でも差支えありません）。個人事業主の方で屋号をお持ちの場合は必ずご記入下さい。

住所

営業所（支店）住所もご記入願います。連絡がしやすい電話（携帯）番号の記入をお願いします。

※ただし、電子入力につきましてはこの限りではありません。

3

後継者

後継者『有』の場合、関係（子・専務等）を記入下さい。書ききれない場合は、「申込人（企業）概要」や「依頼書」に詳細を記入願います。

従業員

内訳を記入下さい。（企業規模の判断に使用します。）

業種

出来るだけ詳しく記入下さい。（産業分類上で業種を判断します。）

取扱品目

4

必要理由

できるだけ詳しく理由を記入下さい。

5

最近 12 か
月の売上

試算表を添付される場合でも月別の売上高を記入下さい。

6

団信加入
希望

加入申込日（告知日）時点で満 20 歳以上、満 71 歳未満の方で、加入を希望される方は、『2 有』に○印を記入いただきます。別途団信用【申込書兼告知書】が必要となります。（申込書とともに提出願います。）加入希望については、必ずいずれかに○印の記入をお願いします。

様式の記入について ◇信用保証依頼書

平成30年4月より電子入力支援ツールにて作成が可能となりました

信用保証依頼書

奈良県信用保証協会 行

令和 年 月 日
西暦

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名		金融機関コード		代理貸	
代表者名		電話番号		() -	
		FAX番号		() -	
		担当部署・担当者			
		不在時連絡者			
		事前相談受付番号		1	
申込 人	協会顧客番号			責任共有 対 象	1 無
	フリガナ				2 有 (①部分保証 ②負担金)
貸	貸付金額	1 個別		貸付予定日	年 月 日
	2 極度			期間または期日	か月、または 年 月 日
資金 使 途	1 運転	2 設備	3 運転・設備	貸付利率	1 固定 2 変動 年 %以内
	2 元金均等	3 元利均等(ローン)	4 不均等	5 当貸随時	6 当貸約定
貸付 形 式	1 証書	2 手形	3 手形割引	4 公正証書	5 当貸(貸付専用型)
	6 当貸(カードローン型)	7 電子記録債権割引			
返 済 方 法	区分	1 一括	2 元金均等	3 元利均等(ローン)	4 不均等
	返済条件	か月目から	か月目まで	か月毎	円
条 件	返済条件	か月目から	か月目まで	か月毎	円
	返済条件	年 月 日から	か月毎	日に	円あて 回返済 初回・最終回 円
内 容	この貸付で完済する保証がある場合など	保証番号	保証料返戻預金口座種類		1 普通 2 当座
	割引残高有無	1 無 2 有	※割引根保証を更新する場合、		ください。
容 易	連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。			
	担保有無	1 無 2 有	担保種類	1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他()	
等 備 考	設定区分	1 協会 2 金融機関	担保利用区分	1 新規 2 既存(同条件) 3 既存(変更)	
	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。また、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。				

当 店	年 月 日現在の残高	〈取引開始 預金	年 月/融資	年 月)	
当 座	千円	区 分	プロパー	保証協会付	保全状況
預 金	千円	融 資	千円	千円	千円
普通	千円	貸 付	千円	不動産	千円
定期	千円	割 引	千円	預 金	千円
その他	千円	その他	千円	千円	千円
合 計	千円	合 計	千円	合 計	千円

申 込 人 状 況	申込入(代表者)の事業経験・業界知識	金融機関所見	※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
	1 十分ある 2 普通 3 やや不足している		
	事業の将来性		
	1 有 2 やや有 3 横這い 4 下降・後退		
申込入(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)			
1 十分に有 2 普通 3 やや不足している			
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)			
1 良好 2 普通 3 不良			
今期中の焦付 1 発生していない 2 発生した(相手先 千円)			

【確認状況記載欄】申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていることについて、次の通り確認しております。			
確認年月日	確認時間	確認方法	
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

1

保証制度（略称）	
----------	--

金融機関制度ではなく協会制度を記入下さい。

貸付予定日	年 月 日			
期間または期日	か月、または 年 月 日			
貸付利率	1 固定	2 変動	年	%以内

必ず記入下さい。

『貸付予定日・期間または期日・返済方法』については、保証料に影響する項目です。記入時注意してください。

2

この貸付で 完済する 保証がある 場合など	保証番号	割引残高有無 1 無 2 有 ※割引根保証を更新する場合は、ご記入ください。	保証料返戻預金口座	種類	1 普通	2 当座				
			口座番号							
			口座名義（カナ）							

借換保証の場合（他行分を除く）、返戻保証料の手続き簡素化のため『保証料返戻預金口座』の記入の徹底をお願いしています。必ず記入下さい。

3

当 店 取 引 状 況	年 月 日現在の残高（取引開始 預金		年 月／融資		年 月）		取引振り	
	当座	千円	区分	プロパー	保証協会付	保全状況		
	普通	千円	貸付	千円	千円	不動産		千円
	定期性	千円	割引	千円	千円	預金		千円
	その他	千円	その他	千円	千円	その他		千円
合計	千円	合計	千円	千円	合計	千円	4 新規	

取引状況を把握するために、すべて必ず記入下さい。

4

金融機関所見	出来るだけ詳しく記入下さい。 業況・財務分析・資金使途・返済能力・取組方針・人物・ 後継者等金融機関での所見を記入下さい。
--------	---

5

【確認状況記載欄】「申込書の内容を申込人が理解し、申込意思に基づいて正しく記載されていること」について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法				金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話	2 来店面談	3 訪問面談	4 その他()	

本欄の記載により申込書への申込人押印が不要となります。申込人の押印がない場合は、必ず記入ください。

様式の記入について ◇信用保証委託契約書

1

信用保証委託契約書

令和 年 月 日
西暦
※必ず日付をご記入願います

奈良県信用保証協会 行

※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください
※実印を押印してください

2

委託者	本社または住所
	フリガナ
	法人名
	氏名 フリガナ
	または
	代表者名

3

連帯保証人	住所
	フリガナ
	氏名
連帯保証人	住所
	フリガナ
	氏名
連帯保証人	住所
	フリガナ
	氏名

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。

なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日（ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関と借入契約を締結した日とします。）をもって成立するものとします。

4

【借入要項】

5

金融機関名	(支店)
借入形式	1 証書貸付 2 手形貸付(イ 個別 □ 極度) 3 手形割引(イ 個別 □ 極度) 4 当座貸越(イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン) 5 電子記録債権割引(イ 個別 □ 極度(手形・電子記録債権両方の割引を含む)) (該当項目を○で囲んでください)
借入金額	金 円 (借入形式が2・3・5の口、および4の場合は極度額) 貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額を借入金額といたします。

(契約条項裏面)

金融機関・協会使用欄

6

保証
番号

7

2021.04

1

日付欄

日付欄には、記入日を記載してください

2

委託者

委託者欄は借入人が自署し、実印を押印してください
(個人の場合、署名判は使用できません)

3

連帯保証人

連帯保証人欄は、連帯保証人が自署し、実印を押印してください。

4

借入要項

借入人が自署してください。
金融機関名は、勘定店名を正式名称で記入してください。
略字等は使用せず、〇〇銀行、〇〇信用金庫等も省略せずに記入してください。
金額は、算用数字で記入してください。

5

借入形式

(該当項目を○で囲んでください)

借入形式およびイ、ロのいずれかを○で囲んでください。

- ・手形貸付および手形割引の場合
 - 「イ 個別」(個別保証の場合)
 - 「ロ 極度」(根保証の場合)
- ・当座貸越の場合
 - 「イ 貸付専用型」
 - 「ロ 事業者カードローン」
- ・電子記録債権割引の場合
 - 「イ 個別」
 - 「ロ 極度 (手形・電子記録債権両方の割引を含む)」

6

金融機関・
協会使用欄令和3年4月1日より様式を変更しています。
新しい様式は、協会使用欄の色が橙色になっています。

7

保証番号

信用保証書表記の保証番号の記載をお願いします。
※信用保証委託契約書の徴求後は速やかに提出をお願いします。

主な提出書類

制 度 名	個人	会社	組合	備 考
信用保証委託申込書 信用保証委託依頼書	○	○	○	「中小企業特定社債保証」「流動資産担保融資保証・下請振興関連保証」「事業再生保証」等については、専用の信用保証委託申込書・同依頼書あり
信用保証委託契約書	○	○	○	「流動資産担保融資保証・下請振興関連保証」「事業再生保証」等については、専用の信用保証委託契約書あり
印鑑証明書（写し可）	○	○	○	申込人（法人・個人）及び連帯保証人等について必要（3か月以内のもの）
商業登記簿謄本（写し可）		△	△	申込人及び連帯保証人が法人の場合に必要（3か月以内の履歴事項全部証明書）
住民票	△			申込人（個人事業主）について必要（3か月以内のもの）
住民票等 （外国人の場合）	△	△	△	申込人及び連帯保証人について必要（3か月以内のもの）併せて、在留カード（写）または特別永住者証明書（写）も必要
許認可証（写）	△	△	△	有効期限内のもの
確定申告書（写） （決算書）	△	△	△	直近2期分（原則として税務署受付印、勘定科目明細のあるもの） 事前相談は2期分
残高試算表	○	○	○	決算期から6ヶ月以上経過の場合に必要
定款（写）		△	△	申込人が法人の場合に必要（最新のもの）
組合員名簿 役員名簿 議事録			○	議事録は最高借入限度額及び今回の借入申込が決議されたもの
個人情報の取扱いに関する同意書 【申込時・信用保証協会用】	○	○	○	申込人（個人事業主）、及び連帯保証人・物上保証人等について原則として初めてのご利用の際に必要です。
「保証協会団信」申込書	△			団信加入する場合必要
○は通常申込時に必要です。△はその他必要に応じて提出いただきます。				

担保を必要とする場合の提出書類

提出書類	
不動産登記簿謄本（共担目録含む） 接面道路謄本 所在地図、公図、建物図面、測量図	最新のもの 金融機関担保を保証条件とする場合は、物件明細書（現地調査報告書等を含む）を添付
求償権の特約に関する念書	期中時において担保提供者が変更になった場合
議事録	担保提供者が申込人以外の法人の場合
土地賃貸借契約書（借地契約書） 承諾書	借地の場合

設備資金の場合の提出書類

提出書類	
設備計画書	設備の概要・効果、資金調達、償還計画等を記載したもの
見積書等	日付、有効期限、名宛、支払の方法等を確認できるもの
建築確認書（写）、契約書等（写）	建物建築資金の場合
家主承諾書	賃借物件の改装の場合
設備資金の領収書等	後日設備の完了を確認するため必要
賃貸契約書	賃貸物件の場合

その他

提出書類	
受注工事明細書	建設業の場合（3か月以内のもの）
納税証明書または納付書	特別小口保証及び地方公共団体融資制度等で必要とされる場合
認定書・意見書	保証制度・地方公共団体融資制度等で必要とされる場合
推薦書	保証制度・地方公共団体融資制度等で必要とされる場合
宣誓書（風俗営業関係）	酒類を提供する飲食店の場合（深夜営業届出の有無、営業時間確認のため必要）
宣誓書（土地購入）	土地売買業の場合（投機目的の土地売買資金でないことの確認のため必要）
従業員数確認書類	資本金の額または出資の総額が中小企業等の範囲を超えている企業について、従業員数が所定数内であることを確認するため、従業員数が一定数（規制上限の90%）を超えているものについて次の①②のいずれかが必要 ①労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写） ②日本年金機構等公的機関による証明書 ※ただし、この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類（写）を提出 「法人の事業概況説明書」、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」、「賃金台帳」